



## 〈資料〉バルカン作戦以後のドイツ占領地通貨政策

松井, 榮一

---

(Citation)

国民経済雑誌, 74(1):93-103

(Issue Date)

1943-01

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00055713>



## バルカン作戦以後のドイツ占領地通貨政策

松 井 榮 一

一 はしがき 第二次歐洲戰爭勃發後、ドイツは軍用貨幣「Truppengeld」として「ドイツ信用金庫」[Reichskreditkassen]の發行にかゝるライヒスマルク表示の「ドイツ信用金庫證券」[Reichskreditkassenscheine]を占領地に於て使用してゐる。それは一九三九年秋ポーランドにおいて初めて用ひられたが、一九四〇年春、北歐および西歐作戦が開始されるや、デンマーク、ノルウェーおよびオランダ、ベルギー、フランスにおいて使用せられ、更に、一九四一年春のバルカン作戦に際しては、ユーゴスラヴィアおよびギリシアに流通せしめられ、同年六月獨ソ開戦後は、ソ聯領占領地域において使用されてゐる。

かくの如く、ドイツ信用金庫證券はドイツ軍の作戦行動に従ひ占領地における軍費支辨通貨としてドイツ軍に供給されるものであるが、同時に、戦争によつて攪亂された占領地の通貨金融状態を整備・回復するために必要な通貨として、占領地在來通貨を補ひ、或はこれに代位した。しかして、占領地の金融秩序が回復せられ、その發券機構が確立するに従つて、速かに回收せられるのであるが、こゝに見逃してはならぬのは、この過渡的・臨時的通貨の負ふてゐる重大なる任務である。即ち、ドイツの軍票たるこのドイツ信用金庫證券は、占領地の通貨制度を整備すると同時に、これを歐洲經濟圏の指導通貨

たるライヒスマルクに聯繫せしめ、以て歐洲廣域貨幣圈を構成せしむる素地をつくるものである。

かくの如きドイツの占領地通貨政策は、廣域通貨政策の一類型を提出してゐるのであつて、わが共榮圈通貨政策の推進に對しても多くの示唆を與ふるものがある。わたくしは一九四一年春までのドイツの占領地通貨政策について、本誌上で二度簡單な紹介を行つた(松井榮二「ドイツ通貨工作」本誌六九の四、昭和十五年十月「その後のドイツ占領地通貨政策」同七一の一、昭和十六年七月)。かかるに、獨ソ開戦後は資料の入手困難となり、その後の事態の進展を密かにし得ず、僅かに邦文資料によつて凡その想像をなすにすぎなかつたのであるが、最近到着せる國際決済銀行の『第十二年次報告』を繕讀することによつて大體の事情を知ることができた。そこで、主として同書に據りつゝ前記拙稿の續篇として、バルカン作戦後におけるドイツの占領地通貨政策をまとめて見ることにした。極めて不完全であるが、後日に訂正を期して、一應判明せるところを書き綴らうと思ふ。

【資料】 Frankfurter Zeitung

Bank for International Settlements, Eleventh Annual

Report. Basle 1941.

Ditto, Twelfth Annual Report. Basle 1942.

國際經濟週報、朝日新聞、その他の外電記事

二 ドイツ信用金庫の設置 一九四〇年の西歐進撃に伴つてドイツ信用金庫は、オランダにおいて八箇、ベルギーにおいて五箇、フランスにおいて十八箇(エルザス・ロートリンゲンの六金庫を含む)設けられたが、その後、占領地の金融秩序の回復するに従つて漸次閉鎖、撤退された結果、一九四一年末には二十三箇の金庫が残存してゐる(オランダ一、ベルギー四、ルクセンブルク一およびフランス占領地帯十七)。

一九四一年のバルカン作戦後は、この方面におけるドイツ軍の半永久的駐屯の必要と相俟つて、信用金庫の常時設置が必要となり、アグラム、アテネ、ベルグラード、ブカレスト、サロニカ、ソフィアの各地に設けられた。同年末東南歐諸國における信用金庫は、クロアチア一、セルビア一、ギリシア二、ブルガリア一、ルーマニ

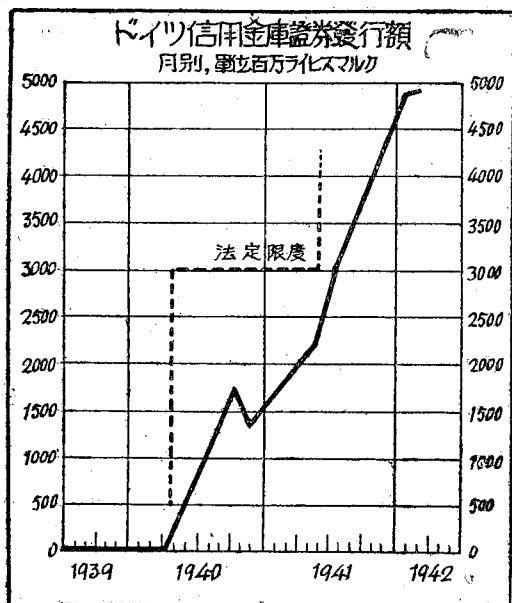
ア一である。しかして、ブカレスト（ルーマニア）とソフィア（ブルガリア）には連絡機關が開設されたにすぎず、ドイツ軍には一部は現地通貨で、一部は軍隊給與品の購入にのみ用ひ得る「酒保貨幣」“canteen money”で支拂はれた。

獨ソ開戦後、信用金庫はまづ、コブノ、レンベルグ、リガ、ピアリストツク、ジュートミール、プレスカウに設けられ、八月には更にデューナブルグ、リバウ、ウインザに新設せられたが、その後も占領地の擴大に伴つて多くの地に設置されたらしく、一九四一年末には、次の如くになつてゐる。ベツサラビア二、舊バルト三國六、舊東部ポーランド六およびソ聯領占領地域十五。（結局、一九四一年末のドイツ信用金庫の數は合計六十三箇に上つてゐる。）しかして、これらの東部占領諸國においては、ドイツ信用金庫は、少くとも暫らくの間は、普通の銀行の職能を大部分行はねばならなかつた。しかしながら、これらの地域においても、他の地域における如く、

流通せるドイツ信用金庫證券は現地通貨で回收されるであらう。従つて、現地通貨とライヒスマルクとの一時的分離は特別の困難を生ぜしめないであらう。

三 ドイツ信用金庫證券の發行額 一九四一年にはドイツ信用金庫證券の發行額は著しく膨脹した。獨ソ開戦後は特に顯著となつた。そこで同年八月、國防軍最高司令部の第二代表者がベルリンのドイツ信用金庫中央管理會に對して任命されたとき、従前の法定限度三十億ライヒスマルク（「ドイツ信用金庫ニ關スル命令改正令」（一九四〇年五月十五日附）、第四條―前掲拙稿「ドイツの占領地通貨工作」本誌六）は撤回され、無制限に發行し得ることゝなつた。

次の圖表は、ドイツ國の債務報告書における「雜短期借入金」“Sundry short-term loans”の項目の膨脹を示してゐる。これは、ドイツ信用金庫證券の發行に基づくドイツ信用金庫中央管理會への債務が記帳される項目である。



ドイツ信用金庫からの借入金がドイツ國の公の債務報告書に初めて現はれたのは1940年5月のことである。圖表は1939年中頃から1940年4月までは「雜短期借入金」の項目は5百萬ライヒスマルクから殆ど動かなかつたことを示してゐる。ドイツ信用金庫に對する債務以外の項目は僅少にして一時的であるやうであるから、曲線はドイツ信用金庫證券の總發行額を示すと考へて差支へない。

(國際決済銀行『第十二年次報告』129頁)

種々の國で發行されたドイツ信用金庫證券の割合は判らないし、またその回収に關しても多くの報道は得られない。若干金額は占領諸國の中央銀行によつて現地通貨と引換へられた。ドイツ信用金庫證券はかくして「流通」から回收されたが、しかし、清算もしくはその他の勘定

中にドイツの債務として數字が示される限りは、それは技術的意味において「發行」されて残存する。ドイツが一九四〇年に占領せる諸國における現實の「流通」は、ドイツ信用金庫證券がなほその法貨性を保有するにも拘らず、いまでは極めて少い。例へば、ベルギーにおける

「流通」よりの回収額は、ブラッセル發券銀行におけるドイツ信用金庫の勘定（“Compte d'échange de Reichskreditkassenscheine”）によつて示されるが、それは一九四一年八月には三十五億ベルギー・フラン（即ち二億八千萬ライヒスマルク）より少し以上に上り、それ以來實際上變らなかつた。

他方において、フランスでは約百二十億フランス・フラン（即ち六億ライヒスマルク）が、フランス政府が一九四〇年十二月までの占領費として支拂つた金額の中から拂戻された。これらのドイツ信用金庫證券は流通から回収されたのみならず、發行總額からも削除されて、ドイツ信用金庫の債務として残らなかつた。圖表に示された如く、發行總額が一九四〇年十一月に三億五千萬ライヒスマルク減少したのは、フランスにおけるこの削除を反映するものである。ルクセンブルク（一九四一年一月）とエルザス・ロートリンゲン（一九四一年三月）では、ドイツ信用金庫證券は回収され、法貨でなくなつた。これらの發行はライヒスバンク・ノートと引換へられたか

ら、その發行額は、フランスにおける如く、たしかに削除された。すべての國における現實の「流通」は、信頼すべき報告によれば、一九四一年四月末には、一九四〇年秋の最高約十億ライヒスマルクに比して、約四億ライヒスマルクに減少したといふことである。この從來の最高額はたしかに一九四一年秋には超過された。

一九四一年末には、ドイツ國外におけるドイツ信用金庫證券の總「發行額」は四十五億ライヒスマルクであつて、ドイツ國內におけるライヒスバンク・ノートの流通額の約四分の一である。ドイツ信用金庫證券の發行がライヒスマルクの安定をおびやかすことを防ぐために、嚴重なる外國爲替管理が國外にあるドイツ軍と本國との間に實施されてゐる（前掲拙稿「その後のドイツ占領地通貨政策」本誌七一の一、九八一—一〇一頁参照）。或る場合には、公衆によるこれらのドイツ信用金庫證券の退藏が現地通貨との引換を妨げたことがある。

四 ユーゴスラヴィアの解體と新中央銀行の設立  
一九四一年四月、ユーゴスラヴィアは占領せられ、その領土の一部はそれぞれドイツ、イタリア、ハンガリア、ル

イマニアおよびブルガリアに分割された後、残つた地域はセルビア（ドイツの軍政下にある）およびクロアチア（イタリアの庇護の下にある獨立國）に分れた。ドイツ軍司令官の布告によつて、舊ユーゴスラヴィア國立銀行は一九四一年五月二十九日より清算せしめられた。同行の資産の大部分、未發行の銀行券保有高の一部分および本店の諸帳簿は無くなつてゐた。これに對して、發行された銀行券に基く負債は（七種の通貨が舊ユーゴスラヴィアのデナールに代位したために）國際的となつた。

同じ日にベルグラードに本店を置くセルビア國立銀行を設立する布告が公布され、同行は一九四一年六月三日に業務を開始した。新銀行はドイツ人の經濟全權委員——（セルビア人の）總裁および理事を任命す——ならびに一人のドイツ人管理官——すべての重要な取引にはその承認が必要である——の直接管理の下にある。資本金は一億セルビア・デナールにして、大部分國家が出資する。同行の開業事務は、舊ユーゴスラヴィア・デナール紙幣およびドイツ信用金庫證券と新セルビア・デ

イナールとの引換であつた。前者に對しては等價交換が行はれた。一九四一年七月、新セルビア・デナールおよび次に述べる新クロアチア・クーナの金含有量は、舊ユーゴスラヴィア・デナールの〇・〇二六五グラムに對して、純金〇・〇一七九グラムと定められた。従つて、セルビア・デナール（およびクロアチア・クーナ）とライヒスマルクとの爲替比率は、従前の一七・八二デナールに對して、一ライヒスマルク二〇デナール（二〇クーナ）となつた。イタリア通貨の爲替比率は、占領當時まづ三〇リラ百デナール（舊清算相場は四三・七〇リラ）と定められたが、デナールおよびクーナの新なる金含有量に應じて、三八リラ百デナール（および百クーナ）と改められた。國家は引換られた紙幣（プラス引續がれた舊預金殘高）の金額に對して同行に債務證書を交付した。同行はその資本金および準備金（前記の債務證書を除く）の金額まで國債を買ふことを得、一定限度まで國庫證券を買入れ、國家に貸上金を與ふことができる。その他の信用業務は、同國の農業的性質

に基く若干の修正を除いては、中央銀行に普通の業務である。その發券準備には、外國の發券銀行および清算機關における殘高<sup>バラン</sup>を含めることができる。

クロアチア國立銀行は一九四一年五月十日附の獨立國家主席の布告によつてアグラムに設立された。その最初の業務は、舊ユーゴスラヴィア・デイナール紙幣およびドイツ信用金庫證券とクロアチア政府の新クリーナ紙幣との引換であつたが、その引換は印刷上の支障のためにいくらか遅れ、最初のクロアチア・クリーナ紙幣が現はれたのは八月初めであつた。舊ユーゴスラヴィア・デイナールは新クリーナ貨と等價で交換された。新銀行には未だ法律上の特許狀もしくはその他の地位が與へられてゐず、現在は舊ユーゴスラヴィア銀行條例および大藏大臣の指令の下に業務を營んでゐる。

ギリシアのその後の事情はよく判らない。ギリシア銀行にはドイツ人およびイタリア人の管理官が一名宛任命された。ギリシア銀行券のほか、ドイツ信用金庫證券および（イタリアの庇護の下にある）地中海銀行のドラク

マ銀行券もまた法貨である。一九四一年七月、大藏大臣は、ギリシア銀行はドイツ信用金庫證券を一千萬ライヒスマルク保有してをり、なほ流通中の金額はさほど大でない、と述べてゐる。しかして、爲替比率は一ライヒスマルク＝六〇ドラクマと改められた。

五 ソ聯領占領地域の通貨政策 ソ聯領占領地域においては、前述の如く、ドイツ信用金庫證券が用ひられ、交換比率は一マルク＝一〇ルーブルと定められた。その後、行政區劃が決定せられるに従つて、それぞれの處置が採られたが、凡そ次の如くである。

(一) ビ、ア、リ、ス、ト、ツ、ク、地方（ソ聯の占領せる舊ポーランド領の北部にある）は、一九四一年八月東プロイセンに附屬せしめられ、一九四一年十二月十五日よりライヒスバンク・ノートがルーブルおよびドイツ信用金庫證券に代位した。この地方はいまやドイツの爲替管理のためには「國內」である。これに反して、以下に述べるその他の地域は「外國」"devisenland"である。即ち、それらの地域にある住民にとつても、ドイツ軍にとつても、

ドイツとの自由なる通貨の流通は行はれないのである。

(二) 一九四一年八月ガリシアが總督管區に附屬せしめられ、レンベルクのドイツ信用金庫はポーランド發券銀行の支店となつた。同年九月八日以後、總督令によりツロテイが法定支拂手段となつた。ドイツ信用金庫證券およびルーブルはツロテイと引換られたが、換算率は五ルーブル＝一ツロテイ(二ツロテイ＝一マルク)であつた。ソ聯の銀行券ならびに國庫紙幣は、九月二十七日以後無効となつた。

(三) 従來フィンランドに屬してゐたカレリア地峽は、フィンランドの行政の下に置かれた。

(四) ベッサラビアとブコヴィナはルーマニアに再編入され、トランスニストリア(オデツサを首都とするウクライナの一部)はルーマニアの行政の下に置かれた。

通貨の流通はドイツ信用金庫證券およびルーマニア通貨より成る。

以上を除いたソ聯領占領地域には、ドイツの直接支配下にある二つの新しき行政區域が設けられた。北部にお

けるオストランドおよび南部におけるウクライナがこれであつて、いづれも民政區“Reichskommissariat”の形式においてある。

(五) オストランドは舊リシアニア、ラトヴィアおよびエストニアならびに白ルテニア、ミンスク周圍の地域を包含する。この地域におけるドイツの通貨政策を述べるに先立つて、一九四〇年夏、前記バルト三國をソ聯が併吞して後のソ聯の通貨政策を概略記して置かねばならぬ。即ち、一九四〇年十一月二十五日以後、ルーブルは

これらの地域に在來通貨と並んで流通せしめられ、換算率はルーブルにつき〇・八〇エストニア・クローナ、一ラツトおよび一リタスと定められた。一九四一年四月初めには在來通貨は廢止された。しかして、ルーブルは對外支拂に用ふることを得ず、ルーブル紙幣の輸出は禁止された。外國通貨への交換はソヴィエト當局によつてのみ行はれた。このルーブルの導入によつて、バルト三國の物價は著しく騰貴したのである。

さて、ドイツの占領後、舊バルト三國の中央銀行

(Lietuvos Bankas, Latvijas Banka, Eesti Pank) は、ドイツ人管理官の指導の下に、ソ聯の法令および規則を用ひて、再開された。當分の間通貨はルーブルおよびドイツ信用金庫證券より成るが、ルーブルは漸次ドイツ信用金庫證券によつて引換へられてゐる。一九四二年六月には、ルーブルの回収額は次の如く報ぜられてゐる。エストニアにおいては、總額二億三千五百萬ルーブルのうち約一億五千四百萬ルーブル、ラトヴィアにおいては、總額三億六千七百萬ルーブルのうち約二億八千萬ルーブル、およびリスマニアにおいては、總額三億ルーブルのうち約二億一千二百萬ルーブル。

一九四二年三月初めに、リガに本店を置く組合銀行 *Gemeinschaftsbank* が創設された。この銀行に對してはドイツ人管理官が保證人となるのであるが、同行はオストランドの經濟再建のためのすべての一般業務を行ふ權限をもつてゐる。即ち、抵當銀行、農業銀行および諸貯蓄銀行の中央機關、等の職能を營み、抵當證券およびその他の債券を發行することができる。紙幣發行權は現

在のところドイツ信用金庫にあるが、しかし新中央銀行は計畫されてゐる。一九四二年九月三日の同盟電は、オストランドに近く新發券銀行が設立される豫定であり、新銀行券はライヒスマルクとバーになるものと見られてゐる、と報じてゐる。

(六) ウクライナにおいては、一九四二年三月五日、その所在地を暫定的にロブノ（舊ポーランド領の東部のヴォリニア州にある）に定むる新しきウクライナ中央銀行を設立する布告が發せられた。この銀行はライヒスバンクの役員の監督を受け、六月一日に開業し、ウクライナにおけるドイツ信用金庫を支店として引繼いだ。そして、カール Kar, "carbovanez"（ウクライナ通貨の舊名稱）と呼ばれる新通貨を流通せしめるために、ドイツ信用金庫證券およびルーブルの引換を開始した。一カールはルーブルに相當する。この新銀行券は、總督管區におけるツロタイの流通と同様に、土地に對する一般的擔保によつて保證されてゐる（ドイツの占領地通貨「工作」一〇九頁參照）。普通の中央銀行の行ふ信用業務のほかに、新銀行は清算を擔當

すべく、また一定の限度内において、行政當局へ信用を許與する權限が與へられてゐる。しかしながら、同行の主たる業務範圍は、復興信用（農業機械購入のため、交通機關の再建および擴張のため、等々の）の供與にあるべきである。なほ、一九四二年三月には、この地域に營業銀行<sup>バンク</sup>を開設する布告が發せられた。

六 多角的清算制の 以上によつて東南歐諸國およびソ聯領占領地域におけるドイツ通貨政策は、軍票使用の原初的・作戰的段階から、既に、新中央銀行による新通貨發行、およびこれによる舊通貨および軍票回收の、第二の建設的段階に進んでゐることが知られる。しかし、ライヒスマルクは、セルビア國立銀行について見られた如く、その發券準備の中に繰入れられてゐる。これらの地域の通貨のライヒスマルクへの價值聯繫によつて、これらの地域の歐洲廣域貨幣圏への編入は、ほぼ形態的完成を見たといふことができる。のみならず、東南歐諸國は既に他の歐洲諸國とベルリン經由の清算による爲替決済を行つてゐる。そこで最後に、多角的清算

制の現状を概述して、この小稿を結ばうと思ふ。

一九四二年の初めまでに、歐洲大陸の二十箇國中、十七箇國が何等かの方法でベルリンの中央清算機關に聯繫した。ポルトガル、スペインおよびトルコは唯一の例外であつた。ベルギーとオランダはベルリンの清算機關經由で相互に決済を行ふのみならず、ブルガリア、クロアチア、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシア、ハンガリア、イタリア、ノルウエー、ポーランド總督管區、ルーマニア、スロヴァキア、スウェーデンおよびイスとベルリン經由で決済を行ふ。フランスはベルギー、オランダおよびノルウエーとはベルリン經由で清算するが、他の諸國とは直接清算する。ノルウエーはベルギー、ブルガリア、クロアチア、フランス、フィンランド、ギリシア、オランダ、ハンガリア、イタリア、ポーランド總督管區、ルーマニアおよびイスとの決済にはベルリンの清算機關を用ふるが、デンマークおよびスウェーデンとは直接に決済を行ふ。ポーランド總督管區はベルギー、ブルガリア、クロアチア、ギリシア、オランダ

ダ、ハンガリア、イタリア、ノルウェー、ルーマニアおよびスイスに對する支拂はベルリン經由で行ふ。セルビアはブルガリア、クロアチア、ハンガリア、イタリアおよびルーマニア、即ちすべての近隣諸國とベルリン經由で決済を行ふ。ブルガリアとルーマニアもまたその相互の支拂をベルリン經由で決済してゐる。

ベルリンの「清算金庫」"Verrechnungskasse"を通じて歐洲諸國の勘定に對して清算される取引の分量は、一九四〇年九月から一九四二年の春までに三倍になつたと報ぜられてゐる。一九四二年五月、ライヒスバンクの副總裁の一人は、双方的清算制から多角的清算制への發展に關して次のやうに説明してゐる。戰時においては、この制度は摩擦なしに作用するとは殆ど期待せられない。けだし、この制度は輸出の平衡を前提とするものであるが、それは必ずしも達成され得ないからである。しかし、戰後ドイツの巨大に増加せる生産力<sup>ビースタイム・クワツ</sup>が平時の諸財に向けられるときには、事情は異なるであらう、と。

いま、歐洲諸國に對するドイツの清算債務の集積を考

ふるならば、しばしばドイツの當局者によつてなされる右の如き所論は理解されるであらう。ここでこの點について詳論するのはその場所でないから、結論だけを簡單に記すならば、一九四〇年の中頃からドイツの清算債務は再び集積し始め、一九四一年には加速度化して、その合計は從來の最高一九三五年五月の五億六千七百萬ライヒスマルクの約十倍に上つてゐる。このドイツの清算債務は、フィンランド、クロアチアなど二三の國を除く、殆どすべての歐洲諸國に對するものであつて、大體において、ドイツの清算および類似勘定における債務は、一九四一年中に五十億ライヒスマルク以上増加したと考へて差支へない、といふことである。

(昭和 一七・一二・一三)